

鶴崎地方の潜伏キリストン

久多羅木儀一郎

一、序説

私の郷里鶴崎地方は、十六世紀の後期大友宗麟がキリストンを信仰した当時、キリストンが盛行し、就中高田がその中心であつた。一五八五年（天正十三年）の耶穌会の年報に、「ルカスと称する高田のキリストンは、同地の重立つた一人であるが、漆を三・四回立派に塗り、金文字を書いた十字架一基を建てた。伴天連ペロ・ゴメスが同所に赴いて、十字架建立の祝を行つた。その際ルカスはキリストン一同の為め大饗宴を設け、伴天連たちを宿泊させ、甚だ親切に遇した。この十字架は甚だよく出来たので、フランシスコ王（宗麟）は特にこれを見る為めに行き、此の如くしてキリストンを一層奨励した。」とあるので、その教勢が推察される。

ところが一五八七年（天正十五年）豊臣秀吉は九州征伐が一通り終つた直後の七月廿四日（邦暦六月十九日）博多に於て突如宣教師追放令を出し、翌廿五日諸侯を集めてこれを公表した。當時日本に居た耶穌会士は百三人であつたが、その大部分が平戸に集まり、殉教の覚悟を以て全部日本に留まることを決議し、爾後潜伏戰術に出た。かくて豈後には五人の耶穌会士が潛在した。

而も一方に於てはスペイン人のドミニコ会やフランシスコ会の進出を見るに至つた。すなわち一五九二年（文禄元年）ドミニコ会の宣教師が肥前の名護屋に来て秀吉に謁し、翌年にはフランシスコ会の宣教師ペドロ・

バプチスタ等五人が、また名護屋に来り、一五九四年（文禄三年）の秋には京都にフランシスコ会の会堂が出来た。

しかし一五九六年十二月九日（慶長元年十月廿日）再び秀吉の弾圧が始まり、京都に於てフランシスコ会士ペテロ・バプチスタ等六人、邦人の耶穌会士三人、信者十七人が捕縛され、翌年（慶長二年）二月五日長崎に於て死刑に処せられた。それにしても豈後は大友フランシスコ宗麟時代からの余勢に由つてか、一六〇〇年（慶長五年）当時千五百人の信者がいて、神父一人と修士（イルマン）一人が、府内・野津・志賀（岡すなわち竹田と思う）等を回訪していた。

慶長六年（一六〇一）六月、肥後守加藤清正が鶴崎地方を所領とするや、清正是法華宗の頭目であつたから、同年直ちに家老加藤平左衛門をして鶴崎に法華宗の法心寺を建立させ、翌年から豊後に於ける領内のキリストンに酷い迫害を加え、若干の者には転び証文に署名させた。しかし一六〇四年（慶長九年）頃には、清正是安芸備後の太守福島正則の感化を受けて、寛大の処置を執るようになつた。こういうためであろうか、高田（鶴崎市の内）には一六一〇年（慶長十五年）当時、五人の耶穌会士が居て、千六百人の受洗者があつた。（翌慶長十六年六月廿四日清正是年五十一で病歿した。）しかし一六一二年（慶長十七年）高田の伝道所にいた司祭一人と修士が追放され、ついで一六一四年一月廿八日（慶長十八年十二月十九日）徳川家康はキリスト教厳禁、宣教師追放の政策を決定し、大久保忠隣（おほほちかずのぶ）をその追放使に任じた。二月廿五日（慶長十九年正月十七日）忠隣は京都に着き、翌日から会堂の焼却・破壊・信者の捕縛・転宗の強要などを始めた。こういう状勢から鶴崎地方に於ても高田の伝道所に住していた長老も去り、キリストンは迫害された。

一六一六年（元和二年）三月廿日、耶穌会のマンシオ・フィラバシ（平林）師が長崎で惨めに死んだ。豊後の人とあるから、その姓から見て高田の人かと思われる。享年四十四歳、イエズス会のために働くこと二十年で

あつた。死に臨んで聖ヨブの言葉「汝（天主）我を絶えず大に苦しますこそ、我が慰めとするところなり。」を繰返した（日本切支丹宗門史）。而も八月八日徳川秀忠は、更にキリシタンの禁令を発布したので、翌年における教勢は左の如くであつた。

〔日本切支丹宗門史〕中巻一六二七年（元和三年）

日本の新年に諸大名が將軍に謁見し新しい治政を祝賀した折、將軍は長崎には多数の宣教師が潜伏してゐるといふ密告を受けたので、老中たちはドン・サンチヨ（大村喜前）の子で初代のドン・バルトロメオ（大村純心）の孫に当る大村の大名ドン・バルトロメオ（大村純頬）を厳しく詰責させた。豫て宣教師の退去の監視を命ぜられてゐたこの大名は、彼等は全部出発したと言明したが、キリシタンと共に謀して宣教師を庇護し、数人の滯在を許してゐたことを責められた。この不幸な大名は幼少の折に洗礼を受け、父が基督教したのを見ても自分は動搖を感じなかつたが、遂に大勢に屈服し、政治的の利害から皇帝の麾下に下り、良心に背いて教会の迫害者となつた。

彼は長崎に行き、未だ同所にある神父たちを乗船せしめよとの断乎たる命令を受けた。但し第一の命令（これは秘密であつたが）は、彼等を死刑にせよとの事であつた。

第一の命令は間もなく市中に知れわたり、キリシタンである奉行たちは協議の上、数名の神父を公然乗船させ、その他の神父は遣して置かうとした。

当時日本には、なほ三十四人のイエズス会員があつて、長崎やその他の諸州にをり、それにフランシスコ会員が五人、ドミニコ会員が五・六人、アウグスチノ会員が一人、外に日本人の俗間司祭が五人ゐた。そしてこれ等の修道者と司教たちは大部分が長崎に隠れてゐた。

一六一七年三月奉行たちは、イエズス会の神父五人、ドミニコ会員二人、その他数名のレリジュー（修道者）

とクレルク（聖職者）とを乗船させ、マカオと交趾支那に遣つたが、その中若干名、殊に二人のドミニコ会員は再び渡來した。

然しあリシタン達はかかる迫害にも屈せず、よく忍び、イエズス会の神父のみで、この年八百人の成人に洗礼を受けた。

二、潜伏史料

前掲の如き情勢であつたから「豊後ではペトロ・パウロ、フランシスコ・ブルドリノの両師は、非常に難儀をした。神父ナバロは久しく洞窟に隠れてゐたが、ここを出ると再び熱心に布教に従事した。ブルドリノ師が伝道に従事した地方、即ちシンガ（志賀）の殿の一人は、神父の居所を知りながら眼を閉ぢてゐた。」と日本切支丹宗門史にある。しかしそれでもなお大野川下流地域にはアリシタンの集団が潛在して、前記のペトロ・パウロ・ナバロ神父は、この年（元和三年）の秋から冬にかけて、この地方を巡回し、信者の慰安と激励と幸福に尽力した。これを実証するものとして、次の如き証言書がある。

〔其一〕

御主でうす様の御名譽のため、又何國ニても眞の証拠頗れんために、豊後の内高田貴理志端中、左の理りを書記す者也。

△覃は譚すな
△將軍は談かぬ
△キリシタンは忠
△法度は元和三年
△度は元和八年
△日發布は元和八年六月

一此以前之事ハ不申覃、別て將軍様、日本之貴理志端御法度之已後も、こんばにやのばあてれ、べろぱうる様当國に曉被成御在宅、爰許貴理志端中、折々被見廻、えはさんを聞せられ、貴きさからめんと被成御授、万以御教化被給御力候事、怠り少も無御座候。其上御難儀御辛勞難申尽候。其外今一人こんばにやのばあてれ様御座候。餘被成御辛勞外故、御死去被成候へば、其後又御一人被成御みえ候。何れも在々所々御廻なされ

△曉^{アサヒ}ニ^にたしか
△エハサンリ
△ゑはんぜり
△よノ略カ
△サカラメン
△ト^トニ^ニ秘蹟
△夜白^{ナイトホワイト}[△]夜昏^{ナイトヘン}
△夜^{ナイト}白^{ホワイト}夜^{ナイト}昏^{ヘン}
△夜^{ナイト}白^{ホワイト}夜^{ナイト}昏^{ヘン}
△夜^{ナイト}白^{ホワイト}夜^{ナイト}昏^{ヘン}

て、でうすの為御贊、又貴理志端中の御合力として、御命を惜れず、夜白其被成御辛勞候之事。
一此へるせきさんの後、他門派へ出家被成御見廻候へ共、二三日の間御逗留にて、頗て御逃候事。
一こんばにやのばあてれ衆、爰許御在宅之間ニ、御行跡悪き事すかんたると成事、聊も見出し不申候。結句出
家人御身持、潔き事を見及、真実之便を得申事のミにて御座候事。

右之理り真実たる証拠として、貴きゑはんせりよニ手をかけ、晝紙仕者也。こんばにやのばあてれ衆の依
御所望、為後日一笔如此。

御出生以来千六百十七年

元和參年八月廿九日

葛木半笑 る (花押)

吉弘成果 ひ れん (花押)
吉弘成 果 ひ れん (花押)

幸右三夫 さくらうかす (花押)

同久右衛門 さくらうえもん (花押)

山村九右衛門 さくらうえもん (花押)

徳丸甚内 ふかてんしよ (花押)

長野太良常 じょうのうじょうじょう (花押)

中村作右エ門 なかむろさくじゆもん (花押)

同上 うける (花押)

徳丸角介 せんて (花押)

中村治部

中村平介 よ らん

向半七 み げ

小手川吉右エ門

同内記 しめあん

同孫右エ門 みあん

首藤惣右エ門 た

同渡辺行介 ま

同小手川市右エ門 ま

同小河縦左エ門 う

同渡辺行介 ま

同首藤惣右エ門 ま

同同渡辺行介 ま

同同小河縦左エ門 う

同同首藤惣右エ門 ま

同同同渡辺行介 ま

同同同同渡辺行介 ま

〔其二〕

御主でうすの御名譽のため、又何国にても眞の証拠顯れん為に、豊後の内丹生、大佐井、志村、種具貴理志旦中、左の理りを書記す者也。

一此以前の儀は不及申、別て將軍様日本貴理志旦御法度已後も、こんばにやのばてれへろはうろ様、当國に曉被成御在宅、爰元貴理志旦中折々被成御見廻、こんひさんを聞せられ、貴きさからめんと被成御授、万以御教化御力を被添候事、怠り少も無御座候。其上御難儀御辛労難申尽候。其外今一人こんばにやのばてれ様御座

△こんひさん
△告白
△さからめん

候が、餘りに御辛勞故御死去被成候へば、其後又御一人被成御登候。何れも在々所々被成御廻、でうすの

△だあで
△へるせきさ

△すかんたろ

△ゑはんぜり

御誓、又貴理志旦だあでの為御合力、御命を不被惜、夜白共ニ被成御辛勞候事。

此へるせきさん之後、他門派の出家一人、志村に被成御一宿御通行候事。

△ゑはんぜり

一 こんばにやのばてれ衆、爰許御逗留の間ニ御行跡悪事すかんたろと成事、聊見出し不申候。結句出家の御身持牛さぎよき事を見及、眞実ニ便を得申事のみにて御座候事。

右の理り眞実たる証拠として、貴きゑはんぜりよの経に手をかけ誓紙仕者也。こんばにやのばてれ衆依御身

所望、為後日一筆如此。

御出世以来千六百十七年

元和參年拾月廿八日

| | | | | | | |
|-----|---------|--------|-----|-----------|-----------|--|
| 志村 | 森吉左衛門 | 庵(黒印) | 種具村 | 向宮内(黒印) | あまことろ | |
| 同 | 藤野清左衛門 | まん(花押) | 同 | はうりいの(花押) | たなご村 | |
| 同 | 甚右衛門 | あん(花押) | 同 | 渡辺作右衛門 | けろ(黒印) | |
| 同 | 藤野加寿右衛門 | あん(花押) | 同 | 合沢与八郎 | しゆすけの(黒印) | |
| 同 | 志太郎右衛門 | 門(花押) | 同 | 後藤弥兵衛 | あれしょ(花押) | |
| 同 | 類子(花押) | と(花押) | 同 | 妃野権兵衛 | はすちあん(花押) | |
| 市へん | | | | | | |

弥三郎

(花押)

大佐井村
高橋宗祐

理庵 (花押)

池邊惣左衛門

同半内 (花押)

同道閑

同理 (花押)

姫野宗介

理めんて (黒印)

与三郎

理ちよ (花押)

かう

理さめ (花押)

丹生又右衛門
了
志村甚吉
あ
ま
五
（花押）

幸松喜兵衛
しゆくす
宮崎新右衛門
理
庵 (花押)

岡村市兵
ミ
理
庵 (花押)

〔其三〕

でうすの御名譽の為、又何國にても眞の証拠頗れん為ニ、豈後の内利光、清田貴理志旦中、左の理りを書記す者也。

一此以前の儀は不及申、別て將軍様日本貴理志端御法度已後も、こんばにやのばてれへろはうる様當国に曉被成御在宅、爰許貴理志旦中折々被成御見廻、こんひさんを聞せられ、貴きさからめんと被成御授、万以御教化被添御力候事、怠り少も無御座候。其上御難儀御辛勞難申尽候。其外今一人こんばにやのばてれ様御座候が、餘の御辛勞故被成御死去候へば、其後又御壱人被成御登候。何れも在々所々被成御廻、でうすの御誉、又貴理志旦だでの為御合力、御命を不被惜、夜白共ニ御辛勞なされ候事。

△此へるせきさんの後、他門派の出家一人、利光へ御見廻なされ候へ共、御逗留無之候事。
△だあで
△へるせきさ
△すかんたろ

一こんばにやのばてれ衆、爰許御逗留の間に、御行跡悪事すかんたろとなる事、聊見出し不申候。結句出家の御身持いさぎよき事を見及び、眞実の便を得申事のミにて御座候事。

右の理り眞実たる証拠として、貴きゑわんせりよの經ニ手をかけ誓紙仕者也。こんばにやのばてれ衆依御所望、為後日一筆如此。

御出世以来千六百十七年

元和參年拾月

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|-------------------|
| 藤七 | あ と む | 甚右衛門 | 与右衛門 | 村上勝三郎 | 弥右衛門 | 与大郎 | 又二郎 | 首藤帶刀 | 同九介 | 村上道休 | 同作内 | 同如勘解由兵衛 |
| あ と む | ち わ | ひ れ も | ひ れ も | ま ま し | ま り し | し し し | る る る | い い い | か か か | す す す | 如 花押 （花押） | 庵 （花押） （花押） |
| す ん （花押） | （花押） | （花押） | （花押） | （花押） | （花押） | （花押） | （花押） | （花押） | （花押） | （花押） | （花押） | 覽 （花押） （花押） |

種具助平太一
安首藤与介
てまん（花押）

前掲の三史料はマドリードのイエズス会トレド管区の史料室と、アカデミア・デ・ラ・ヒストリアの図書館に所蔵のもので、これを一九四五年と一九五二年の両度、ヨゼフ・シユツテ神父がスペイン、ポルトガル旅行のとき発見されたのである。そして「其二」は昭和三十一年六月六日シユツテ神父が大分市に来られたとき、カトリック教会で会見、借覧筆写したのである。「其二」「其三」は三十三年六月三十日フーベルト・チースリツク師が大分に来られたとき、借覧した旨を申上げたところ、十月二十日キリスト文化研究会の柳谷武夫先生から送つて来られたのである。時に私は大病後ではあつたが、どうかこうか筆写して廿三日返送したのであつた。茲に三先生の御懇情を感謝申上げる。

因みに「キリスト研究」第四輯に、元和三年八月十一日都の証言書の写真が挿入されている。高田地方のも書体・書式など同一形式のものである。なお前記の証言書は大日本史料未載のものである。

三、略研究

証言書にあるコンパニヤ（修道院）のバテレ（伴天連）ヘロハウロは、前節の冒頭に記した「日本切支丹宗門史」にあるペトロ・パウロ・ナバロであると思う。この神父は一五六〇年ナポリ王国のカラブリア地方のライノに生れ、十八歳のときイエズス会に入り、一五八四年に印度に渡り、一五八六年司祭に叙品せられ、一五八八年（天正十六年）日本に来た。そして忽ち言葉を学び、それによつて深遠な知識を得て、伊豫・長崎・大村・有馬・山口等で伝道し、一六〇一年（慶長六年）長崎で四誓の誓願を立てた。豊後には十二年いたが一六

一四年（慶長十九年）の大迫害で一旦豊後を立去つた。しかし間もなく帰つて来て、豊後のほか日向にも伝道した。その後、有馬のイエズス会の伝道所長になつてゐたが、一六二一年（元和七年）十二月廿七日、有馬に近い高来で捕えられ、島原に連行された。翌年十一月一日ここで刑死された。日本流にいえば享年六十三であつた。日本語で幾種かの本を書いたが、殊に異教徒の誹謗に対するカトリックの信仰の弁護と、スピネリ神父の著「天主の王座、天主の御母マリア」を翻訳した。（日本切支丹宗門史）

証言書は大野川下流域の外、シュツチ師の調べによると、左の如くである。（キリストン研究第四輯）

中 津 一七

府 内 六

臼 杵 五

由 布 院 六

野 津 二二

○ 高 田 三〇

南 郡（大野直入） 六

ひ ぎ（或はひぢ
日出か） 八

○ 利 光・戸 次・清 田 一七

○ 丹 生・大 佐 井・志 村・種 具 二六

これで見ると利光（大南町の内）より下流域に属する○印の地方が最も多く、合計七十三人に上つてゐる。而してこれに自署している人たちは、いわば村々の有識指導者階級かと見られ、この外に無筆の信者があつたかと思われるのである。

さて其一証言書の筆頭にある葛木半笑ほるかは、葛木孫十郎彈正左衛門尉で、「日本切支丹宗門史」や「鮮血遺書」にあるオルガンチノ・タンシューのことと思う。大友宗麟時代には葛木村の領主であつたが、豊臣秀吉の禁教令によつて領土を没収され、一六二四年五月廿八日（寛永元年四月廿二日）妻のルシヤと共に、府内藩主竹中采女正重義に捕えられ、九月一日（七月十九日）夫妻とも刑死された。詳細は拙著「鶴崎市史人物篇」（七六頁）に載せてあるので、爰には省略する。

次に其一証言書に連署中の徳丸茲内シモン、徳丸角介ゼハセンテとある兩人の内一人は、のち棄教して高田上徳丸（いま鶴崎市の内）の能仁寺に、寛文九年（一六六九）梵鐘を寄進している者と想察される。（鶴崎町史二八九頁参照）また署名の一一番目にある吉弘成果ヒセンテは、「日陽氏族誌」附録にある吉弘与一右衛門の家譜に、先祖十兵衛は大友氏に仕え耶蘇宗に帰依し、長崎の獄に繋がれたとあると、同人ではあるまいか。なお其一、其二の証言書に連署している幸、長野、中村、向、小手川、首藤、渡辺、平林、工藤、森松、大津、藤野、高橋、合沢、姫野、丹生、幸松、宮崎の各家は、今日も高田・川添（共に鶴崎市内）・大在（大字鶴崎の東隣）に現住している諸氏があるので、よく調べたら更にいろいろわかることかと考へる。少し時代は降るが、鶴崎市大字常行の首藤親人氏の過去帳にある左記の如きは、その一例である。

二祖 本清院了心日乘

一女チン

男子無之、三十之帳道作系、大分郡常行邑御百姓切支丹本人同前、後道專伴助之允三男小十郎と申者養子仕、後次郎兵衛ト改ム。

養子治郎兵衛、宝曆十三癸未二月廿四日、六十六才ニテ死去。

（備考）助之允は仲摩氏の由。

四、餘 錄

一一八

鶴崎地方のキリストンに就ては、昭和十二年十一月発行の拙著「鶴崎町史」（二八五頁—三〇一頁）に大体記載しておいたが、いま前節のほか記載洩れの一部を、茲に掲載する。

旧藩当時、鶴崎市大字三佐、海原は旧岡（竹田）領、大字横尾は臼杵領であつた。葛城（桂木）は江戸初期は府内領であり、或は預り地であつたらしい。

1. 岡領のキリストン

〔岡藩小史〕

元和五年己未〇十月八日、雖禁耶蘇法、於封内猶有信之者。故使士巡視管内。

（元和九年癸亥〇四月日欠、公賜乙津〇閏八月廿三日。賜三佐海原之地、以換乙津。）

〔日本耶蘇会年報〕

一六二〇年十二月二十一日（元和六年十一月二十八日）附、マカオ発、シヨヴァンニ・バツチスタ・ボネオより、耶蘇会の総長ムティオ・ヴィテレスキに贈りし書翰の一節に曰く、

豊後の國の數多の君侯の中、最も大なる損失を齎したるものをオカタの君主中川内膳（久盛）なりとす。
都よりの帰路、各地に於いて新信徒に苦痛を与ふる薪の山と十字架とを見るに及び、彼は力を尽してキリストの御名に迫害を加へ、以てその地位を固め、益將軍の意を得んことを思へり。

〔金城秘鑑〕勇（岡藩記録）

一久盛公、慶長十七壬子十月御家督。

一切支丹御制禁ハ慶長十八年以來之事也。右嚴敷御法度之時分、久盛公御意ニテ、大野・直入二郡界目々々ノ他郡ノ寺々ニ、昔ヨリ門徒宗ヲ他郡之寺ニハ參ラセ間敷ト被仰付、國切・郡限リニ寺御定給フ。其後寛永十一年戊午秋中之定ル也。其時之御家老中川玄蕃、中川清六、中川右京、中川左京、中川善岐、右五人也。其村之子石庄屋共三嚴敷被仰付。

〔大分県の切支丹史料〕北村清士氏著

元和は終つて寛永元年七月廿六日に、岡領内の三佐の柴山勘三左衛門から、城下在役の松野次郎に宛てて一通の書面が到着した。その報告には、府内表にても切支丹の捕縛が行はれ、葛木村や、その附近岡領内の縁故者中にも、類族が捕えられたと報じて来た。

（同書年表）

寛永一三年 葛城村キリシタン五名死刑となる。

同 一四年 葛城村キリシタン十四名死刑となる。

〔府内藩士家歴帳〕貞享元年

一 寛文二寅八月十四日、吉利支丹召連、長崎ニて黒川与兵衛様御内根岸弥次右衛門、高田忠左衛門相渡之。

（矢島三左衛門家歴）

一同七年未四月晦日、切支丹召連長崎え参候。（戸田八兵衛家歴）

一同八年申、門田村、葛木村、清田村切支丹出来付、様子承ニ為御使者山田清左衛門様高松迄參。（垣本平六家歴）

（家歴）

一同八年申九月十一日十二日兩日、桂木村吉利支丹擲捕參候。（戸田八兵衛家歴）

一同年十月、桂木村吉利支丹召捕候。（垣本平六家歴）

一同年申十月十一日、清田村吉利支丹召捕ニ参、竹内三郎兵衛殿手代竹村弥兵衛相渡之。〔矢島三左衛門家歴（備考）〕清田村は大南町大字下判田の内。

〔金城秘鑑〕勇（岡藩記録）

- 一寛文元辛丑年、切支丹宗門改始。七月廿九日郷中ハ蓮花寺ニテ宗門改皿判毎月仕リ候様被仰付。
- 一同五乙巳年、宗旨奉行始ル。塙山藤大夫、柘植新右エ門。手代老人、松本安兵衛。
- 一延宝八庚申年、踏絵帳、宗門帳始ル。類族之者ハ改方稠ク成ル。

2. 熊本領のキリシタン

鶴崎市の旧鶴崎町・高田村、及び川添村大字種具と迫は、寛永九年（一六三二）以後熊本城主細川氏の領分であつた。

〔切支丹風土記〕九州編

熊本藩では寛永十五年十一月八日鶴崎にキリシタン懸賞訴人の高札が建てられた。

寛文七年（一六六七）鶴崎河瀬村（旧熊本領いま鶴崎市内の）喜左衛門の女房が、同村吉右衛門の女房に、夫の母親で今は臼杵領の横尾村岡原（いま鶴崎市内）の四郎右衛門に再嫁している者が、キリシタンをやつていると嘆つたので、それを聞いた吉右衛門の女房は早速夫に話した。吉右衛門は吉左衛門の處に行つて、そのことを詰問したところ、今まで親子の間柄なので誰にもいい兼ねていたが、有体にいえば母は確かにそうだが、自分は全く違うと答えた。それでは書状を作つて訴え出ると勧められ、九月七日前代未聞ともいうべき母親の訴状を差出した。

稻葉能登守様御領分横尾村之内岡原と申處之四郎右衛門と申者之女房は、為私ニ母ニ而御座候。彼者きり

したんニテ御座候。子細は私を數度進申候。後世を真之道はきりしたん宗門より外は無之候。相構而きりしたんの心すて申間敷と折々進申候。私申候は、我等も最前きりしたんのすすめニ相申候故被召取、長崎へ被連候処、度々の糺明に相申候へ共、有難道理少も見へ不申候間、御吟味之上ニテ、心之底よりきりしたん宗門をころび申候。就夫本所ニ御帰シ被成候。真にあやうき命を助り申候間、其方如何程すすめ被申候ても、同心不仕と申候。誠ニ大切ニ奉存候母にて御座候へ共、条跡違申候儀ニ御座候間申上候事。

さて右の一件書類は、細川藩の奉行所より長崎奉行に急送したので、九月十七日二人の訴人を長崎へ差越すよういつて来た。そこで暮左衛門と吉右衛門の両名は、二十一日熊本に召喚され、直ちに長崎へ連行された。一方子供に訴えられた最も不幸なる母親も、その前に臼杵領で逮捕され長崎に送られ、吟味ののち処刑をいい渡され、教のために殉じた最も栄光なる母親となつた。最後に母親を訴えた子供は、翌年の二月長崎奉行から御褒美として銀三拾枚をもらい、最も不孝なる子供となつた。而も吉右衛門も同時に五拾枚をもらつた。(上妻博之氏の「肥後の切支丹」による)

〔大分県の切支丹史料〕北村清士氏著

一萬治三年庚子二月二十二日、中川久清公の時、三佐の奉行職進藤次大夫及び津山勘右衛門より、家老中川藤兵衛へ達した情報に云く、

態々継飛脚を以て申上候。然るは鶴崎御領の高田に訴人有之、貴理支丹数多有之の由、今朝承り申候につき、様子承り存すべく、早速勘右衛門を差遣し申候。承り参り申す様子。

高田の内、上徳丸村専右衛門、下徳丸村總庄屋兄伊兵衛、うりふが瀬六左衛門、この者貴理支丹の由、百姓門数八ツ、人数男女七拾人余、勘右衛門が鶴崎へ参り居り申す内に、右の人数高田より鶴崎へ搦め取り参り申候。

訴人の儀は何方の者が色々取沙汰仕候共、不分明の由に御座候。承り懸先の飛脚を以て申上候。相替の儀も御座候共、追而御注進可申上候。恐惶謹言。

稻葉能登守様御領も追々切支丹宗門の者多く召捕られ候由、未だこの方御領分へは之なく、臼杵御領内、及渡部宗覚領にも少々有之、其後公領、肥後領追々召捕られ候由、三佐津山勘右衛門、進藤次大夫より申来る。

(中略)

もつとも今春より肥後領の高田及鶴崎、岡領三佐、臼杵領より數十人度々長崎へ送らる。御当家は此の節をもつて始めと記している。

(備考) 渡辺宗覚は「鶴崎市史人物篇」七三頁に記載してある。

以上を綜覽するに、大友宗麟時代に布教されたキリシタンが、鶴崎地方に於ては一世紀の後までも、なお根強く信仰が続けられ、潜伏していたことが窺われるのである。

(附 記)

なお上掲の外、マリオ・マレガ師著「豊後切支丹史料」によると、切支丹本人に鶴獵河瀬村の久兵衛、同五兵衛の妻よし、下徳丸村弥次兵衛の妻さつ、上徳丸村のせん、同与平次の娘あかい、亀甲村助兵衛の妻あかい、上徳丸村新兵衛、左次兵衛、吉左衛門、その娘たね、本人同前に鶴崎町九郎兵衛の妻あかい、志村宗甫の妻妙正、同村五右衛門の妻妙慶、鶴獵河瀬村の久右衛門、転切支丹に鶴村勘右衛門の妻、同村四郎兵衛、志村の宗甫、上徳丸村の半三郎、清左衛門、忠右衛門、鶴村の太左衛門、喜右衛門、理右衛門、亀甲村の彦右衛門、上徳丸村伝兵衛の妻なつ等が載つてゐる。